

若草台第二公園（分区園に限る。）・大棚杉の森ふれあい公園 特記仕様書

1 概要

(1) 若草台第二公園（分区園に限る。）

所在 地	青葉区若草台 6－1
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	青葉区若草台の閑静な住宅街の一角にある、昭和61年4月に市内で最初に整備された分区園です。街区公園としては上下2段に分かれており、指定管理区域は上段の分区園のみですが、下段には青葉土木事務所が管理する子どもの遊び場と広場があります。
面積	約 1,565 m ² (指定管理区域のみ) (街区公園)
分区園区画規模	30 m ² ×32 区画 (有料施設、個人用分区園)
附帶設備	個人分区園、倉庫、トイレ、縁台ほか
電気設備	—

(2) 大棚杉の森ふれあい公園

所在 地	都筑区大棚町 472 番 1
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	平成28年4月1日に公開された農園付公園で、都筑区のほぼ中央部に位置し、「横浜市みどりアップ計画」の一環として、農地の公益的機能の保全と、市民の農体験の機会を増すために整備された街区公園です。公園内には、個人・団体用分区園のほか、協働農園を設置しています。また、園内にはまちかど広場があり、地域住民の憩いの場所として利用されています。
面積	9,812 m ² (街区公園)
分区園区画規模	10 m ² ×23 区画、15 m ² ×13 区画 (有料施設、個人用分区園) 40 m ² ×2 区画 (有料施設、団体用分区園) 33 m ² ×1 区画 (協働農園)
附帶設備	分区園 (個人分区園、団体分区園)、協働農園、広場、樹林地、倉庫 (トイレ併設) 等
電気設備	公園灯 (セラミックメタルハライドランプ) 3基

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数・概 要
点検	照明設備	建物内	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
修理	照明設備	建物内	ランプ交換 随時
	園内灯設備	公園園内灯	ランプ交換 随時

				水銀灯は同等照度のセラミックメタルハライドランプ又はLEDに交換すること
修繕	各々設備	部品交換等		随時

3 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

(2) 分区園について

分区園とは、市民が野菜や草花の栽培を通して自然に親しみ、緑の大切さを体験し、心身のリフレッシュを図ることを目的として公園内に設置された貸し農園です。横浜市公園条例で有料施設として位置づけられており、1区画を1年間（4月1日から3月31日まで。希望により1年間の延長が可）希望者に貸し出します。

ア 農風景の景観を意識し、広く親しまれる公園の管理運営に努めてください。

イ 分区園利用者の募集時期には広報よこはま区版のほか、各種媒体を活用し、募集を広く告知してください。

ウ 募集にあたっては、主に分区園所在区及び隣接区在住者を対象とし、徒歩又は自転車以外の交通手段は利用できないことを十分に周知してください。

エ 利用申請は、往復はがきで行っている指定管理者が多いですが、申請受理が確認できる方法であれば指定管理者の判断で変更できます。インターネットやEメール等の活用も積極的にご提案ください。

オ 利用申請数が分区園区画数を上回った場合は、公平・公正な抽選により利用者を決定してください。この場合、抽選は公開で行い、抽選場所・抽選方法を申請者に通知してください。

カ 抽選時には、当選者のか、利用辞退があった場合に備え、補欠当選者の抽選も考慮してください。

キ 利用開始1か月前程度に、施設近隣の指定管理者が定めた任意の施設において利用者説明会を開催し、利用承認書の発行、利用料金の徴収及び領収書の発行、農機具庫・ロッカーハンガーの貸与及び必要事項の説明等利用に必要な手続きを行ってください。説明会に欠席した当選者にも必要な手続きを行ってください。

ク 利用者名簿を作成してください。作成にあたっては、個人情報保護法を遵守してください。
また、利用料金収入を記録し、帳簿により管理してください。

ケ 農機具庫及びロッカーハンガーの鍵は、受払簿を作成して管理してください。

コ 分区園利用者については、1区画1世帯又は1グループ（8名以内）とし、同一世帯・同一グループの複数区画の申込みは認めないものとし、他人への貸与等の不正利用、長期の未栽培や分区園外の耕作等があった場合は是正措置を行ってください。

サ 2年目の利用については、現利用者に継続の意思を確認し、辞退者が生じる場合は、補欠当選者を繰り上げ、当選者を決定してください。辞退者の数が補欠当選者の数を上回った場合は、次回全体募集までの利用者を先着受付しても構いません。

シ 指定管理業務として、利用者に対する利用指導及び栽培指導やアドバイスを適切に実施できる

体制を整えてください。また、下記の行為を行うことはできないこと（禁止行為）を、利用者に周知・指導してください。

- (ア) 分区園に工作物を設置すること。
- (イ) 分区園を営利の目的に使用すること。
- (ウ) 第三者に貸与すること。
- (エ) その他分区園の管理上支障となる行為をすること。

ス 分区園内は利用者が維持管理を行います。美観や農風景維持のため、利用者に対しての指示等をお願いします。また、分区園で栽培できる作物は、野菜、花、苗木等で、利用期間内に栽培が終了するものとします。なお、農薬の使用は行わないよう利用者に指導を行ってください。

セ 施設内の園路、農機具庫等共有施設の清掃は利用者が自主的に行うよう指導してください。必要に応じ、利用者に呼びかけ大掃除等を実施してください。

ソ 分区園利用者交代時には、前利用者の栽培状況を次期利用者に告知し、連作障害の防止に努めてください。

タ 公園の立地に配慮し、防犯のため、週2回以上の巡回を行うとともに、公園内の見通しを良くし、園内での犯罪発生阻止に努めてください。

チ 次期指定管理者による管理運営の開始前に行う分区園利用者の募集及び利用料金については、次期指定候補者と現在の指定管理者との間で調整を図りながら行ってください。

ツ 次に該当するときは、分区園利用を取り消すことができますので、利用承認書に明記し説明してください。

- (ア) 使用者が利用取消の申出をしたとき。
- (イ) 上記シに記載する禁止行為をしたとき。
- (ウ) 分区園の設置の目的に反する使用をしたとき。
- (エ) 長時間にわたり栽培等がなされないとき。
- (オ) その他管理上必要と認められるとき。

テ 前項により、分区園利用を取り消したときの使用料について、次に該当する場合を除き還付はしないことを利用承認書に明記し説明してください。

- (ア) 天災等により使用できなくなった場合。
- (イ) 公園管理上の理由で使用できなくなった場合。
- (ウ) その他利用者の責めに帰すことができない事由により使用できなくなった場合。

ト 分区園利用者が自己の責めに帰すべき事由によって、分区園施設等に損害を及ぼしたときは、損害を補償しなければならないこと、また、分区園の栽培作物及び利用者の物品の損失については、補償しないことを利用承認書に明記し説明してください。

(3) 協働農園について

大根杉の森ふれあい公園は協働農園があります。

協働農園とは、多様な形態で市民が農体験や農について学習をおこない、地域のコミュニティを形成する場として公園内に設置された体験農園です。

- ア 農風景の景観を意識し、広く親しまれる協働農園の管理運営に努めてください。
- イ 体験にあたっては、市民と協働で管理を行う、収穫イベントの開催等、広く地域の交流の場となるよう実施してください。
- ウ 協働農園を利活用した有料の自主事業を行うことも可能です。（「公園及び公園施設共通管理業務仕様書「8 自主事業」」参照）。

(4) すべての公園に公園利用者の駐車場がありません。路上駐車については警察等の関係機関と協力

の上、対処をお願いします。

(5) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は毎年9月末までに所定の様式にて公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。

(6) 契約延長の年ですが、利用料金を変更する場合は、北部公園緑地事務所に協議し承認を得たうえで、現契約者との調整を十分に図ってください。

4 課題等（様式25記載事項）

(1) 2つの公園、2つの分区園を同一の指定管理者によって管理運営を実施することによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。

(2) 若草台第二公園では公園愛護会が活動しており、連携による公園全体の魅力向上やサービス向上を目的に、広報を含めた様々な連携取組を提案してください。

(3) 大棚杉の森ふれあい公園は樹林地が園内に存在し、竹林が形成されています。その活用について応募団体ならではの提案をお願いします。

(4) 山によって隔てられた大棚杉の森ふれあい公園の2つの園地をつなぐ魅力向上策を提案してください。

(5) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

(6) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

5 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応（様式26記載事項）

※「コロナ禍で、緊急事態宣言期間ではない状態」を想定して記載してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る取組について、具体的に説明してください。

※具体的な感染防止対策、他施設等での感染防止対策実績、新型コロナウイルス感染症等の影響による利用料金収入減に対する対応策、感染防止の観点を踏まえた予約受付の提案等について記載してください。

(2) 「新しい生活様式」や、横浜市の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」、業種、施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえたうえで、本公園においてどのように公園の魅力や多様な楽しみ方等を発信するか、また、自主事業・イベント実施時の工夫等について提案してください。

・「新しい生活様式」を踏まえた身近な公園利用のポイント（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000345.html

・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html